

## バイオコミュニティ推進委員会 運営規則（案）

令和3年 月 日

バイオコミュニティ推進委員会

### （趣旨）

第1条 バイオコミュニティの着実な形成を図るため、経済社会情勢や Society 5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーション政策の動向、イノベーション政策強化推進のための有識者会議「バイオ戦略」における議論等を踏まえ、認定要件等の策定や認定審査を含め、国全体を俯瞰したバイオコミュニティの形成に関する推進方策についての具体的な審議検討を行う推進委員会（以下「委員会」という。）を適切かつ円滑に運営するために、以下の事項について定める。

### （主査）

第2条 主査は、委員会の事務を掌理する。

2 主査が委員会に出席できない場合は、主査代理がその職務を代理する。

### （議事）

第3条 委員会は、構成員の半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、主査の決するところによる。

3 委員会は、その決定するところにより、委員会に付議される事項について直接の利害関係を有する構成員を、審議及び議決に参加させないことができる。

### （構成員の欠席）

第4条 委員会に属する構成員が委員会を欠席する場合は、代理人を委員会に出席させ、又は他の構成員に議決権の行使を委任することはできない。

2 委員会を欠席する構成員は、主査を通じて、当該委員会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

### （会議の公開）

第5条 委員会の会議は原則として公開する。ただし、主査が会議の全部又は一部を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により、委員会の会議の全部又は一部を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(審議内容等の公開)

第6条 主査は、委員会の会議における審議の内容等を、議事要旨の公表その他の適当な方法により公表する。

2 主査が、前条第一項ただし書きの規定により会議の全部又は一部を公開しないことが適当であるとした事項に限り、主査は、当該部分の審議内容等を非公表とすることができる。

(書面による審議検討)

第7条 主査は、やむを得ない理由により委員会の会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面等を構成員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問うことにより、審議検討を行うことができる。

2 前項の規定により審議検討を行った場合は、主査が次の会議において報告しなければならない。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮って定める。